

大切なわが家を守るために、考えてみませんか？住宅の「地震対策」



既存の木造住宅の地震に対する安全性向上のため、戸数限定で
無料の耐震診断や、耐震改修工事費用の3分の1を助成する補助金交付などを行います。

まずは診断 …

既存木造住宅 無料耐震診断

(一般診断法)

＜要申込・先着順＞

改修工事をしたら …

既存木造住宅 耐震改修工事 補助金

＜要申込・先着順＞

対象となる住宅 =

昭和56年以前に、在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法のいずれかで建築された、延べ床面積250m²以下で、2階以下（地階を除く）の木造住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅・店舗兼用住宅）

補助対象 = 原則、上記対象建築物を所有する人

診断・調査時期 = 耐震診断事業実施決定通知書が届いて約2週間後頃に半日程度

募集数 = 10戸（申し込み先着順）

対象となる住宅 =

次の全てに該当する市内の住宅で、耐震診断をし、耐震改修工事を行うもの

- 昭和56年5月31日以前に着工された、現に住宅の用に供している、3階建て以下の木造の一戸建て住宅・長屋・共同住宅（店舗部分床面積がのべ床面の2分の1未満の店舗等の用途を兼ねるものも含む）
- 現行の耐震基準に適合しない、在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法による住宅か木造と他の構造の立面的な混構造の住宅

募集数 = 3件予定（申請書類がすべてそろっている人で、申し込み先着順）

補助対象 = 耐震改修工事を行う住宅の所有者で、市税を滞納していない人（共有の住宅は、全員の合意による代表者）

工事期間 = 補助金の交付決定日以降に着手～平成30年2月末日までに完了

補助金の額 = 耐震改修工事の工事費用の3分の1（補助限度額は、50万円）

詳細・申込・問合せ =

6月1日（木）～平成30年1月31日（水）（土・日曜、祝日を除く）の9時～17時に、

必要書類と印鑑を持って、入札検査課 施設整備室（市役所3階308番窓口・内線647）へ。

※必要書類等の詳細は、お問い合わせください。

こちらもご利用ください

住宅相談窓口

住宅等の耐震化やバリアフリー対策の推進、悪質リフォーム業者等によるトラブルの防止のために、無料相談窓口を開設します。

対象 = 市内に居住の人か、市内に土地か家屋を有する人

取り扱う相談 =

- 住まいの新築・改築・リフォーム等の基礎的な相談
- 耐震診断・耐震改修に関する基礎的な相談
- 住まいのバリアフリーに関する相談
- その他の住まいに関する法律や制度・設備の相談など、この相談窓口の趣旨に添った相談

※紛争・訴訟等に係わる相談や現地での調査を必要とする相談、その他趣旨と異なる相談などは、取り扱いません。

相談日時 = 毎月第3水曜13時30分から

（5月・来年3月を除く）

相談場所 = 市役所内 会議室

募集数 = 毎月5件（応募多数の場合は公開抽選）

※相談は1件30分程度。

申込 = 開催月の第1水曜～第2水曜（土・日曜、祝日を除く）の9時～17時に、相談申込書・相談カードを、入札検査課 施設整備室（308番窓口）へ提出

※申込書等は、入札検査課 施設整備室窓口で配布。市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ = 入札検査課 施設整備室（内線646・647）